

公益財団法人 8020推進財団
令和8年度歯科保健活動事業助成交付要綱

1. 助成交付の目的

本財団は、8020運動に関する事業の振興を一層推進するため、申請機関の歯科保健活動事業に対して助成金を交付する。

2. 助成申請に関する事項

(1) 助成対象となる団体

歯科医師会、公益財団、NPO法人、公共機関等歯科保健活動事業が実施できる団体、組織。

※ 1団体1件の申請に限る。

(2) 助成対象となる事業

「歯と口の健康づくり」の支援事業であること

- (1) う蝕、歯周病など歯科疾患予防に関する事業
- (2) フッ化物応用に関する普及啓発事業
- (3) 生涯を通じた歯科健診・保健事業（乳幼児、学童、成人または高齢者等）
- (4) 咀嚼（よく噛むこと）の効用（「食育」を含む）に関連したテーマに関する事業
- (5) 禁煙支援に関する事業
- (6) 要介護者、障がい者(児)等歯科保健医療サービスを受けることが困難な者を対象とした口腔健康管理、口腔機能向上等に関する事業
- (7) 歯科口腔保健の普及啓発事業・歯の喪失防止に関する調査事業
- (8) 医科歯科連携の事業（糖尿病・がん・認知症など）
- (9) 歯科口腔保健と医療費との関係に関する調査事業
- (10) オーラルフレイル、介護予防等の普及啓発・調査研究事業
- (11) その他、8020運動推進に有効と思われる普及啓発・調査研究事業

<注意事項>

- ※ 「8020運動」の主役は、地域における住民であり、住民がアクセスし、参加しやすい運動展開であること。
- ※ 原則的に単なるイベント開催は、助成の対象とならない。
- ※ パンフレット等の作成にとどまらず、住民が自発的、積極的に主催、企画する研修会、学習会の開催であること。
- ※ 行政と住民が連携したう歯・歯周病予防などの運動展開を歯科医師会が支援する形が望ましい。
- ※ 公益財団、NPO法人、歯科大学等との連携による事業であることが望ましい。

(3) 助成交付額

総額：900万円（予定）

※助成交付額は1件につき、80万円を限度とする。

(4) 助成の対象となる事業の実施期間

採択年度初日から当該年度内（4月1日から翌年3月31日）に完了することを原則とする。

(5) 助成の対象外となる経費

- ・申請団体の役員及び有給職員の人件費（給料、社会保険料等）
- ・申請団体の事務所の家賃、光熱費等
- ・申請団体の建物等の施設に関する経費（建物の建築、購入、改修等の費用）
- ・その他、事業に関連性があると認められない経費

(6) 関係書類・計算書の保管

本事業助成を受けた団体は、事業助成の終了した年度末から5年間、関係書類及び計算書の保存を行う。

(7) 審査

申請書類の審査は、地域歯科保健活動推進委員会において行う。

(8) 申請書

別添：歯科保健活動事業助成交付申請書（様式1、様式1-2）

（本財団ホームページ <http://www.8020zaidan.or.jp> からダウンロード可能）

※片面印刷、左肩クリップ留めにて提出。

(9) 申請書の受付期間

令和7年11月1日～11月30日（必着）

※令和7年度事業より実施を予定している前年度に申請することとしている。

申請書類を郵送する場合は、「書留」とし、封書宛名左下に赤字で「**歯科保健活動事業助成交付申請書類在中**」と記入し、提出期間内に必着するよう余裕をもって投函すること。

(10) 申請書の提出先

公益財団法人8020推進財団

〒102-0073 東京都千代田区九段北 4-1-20 歯科医師会館内

電話：03-3512-8020

(11) 報告書

歯科保健活動事業における「事業報告書」・「報告書抄録」・「収支報告書」は採択年の翌年4月末日までに当財団に提出すること。

報告された事業内容の中から優れたものについては例年開催している「歯科保健活動事業報告会」への講演を依頼するので講演依頼については、原則ご協力いただきたい。

(12) その他

助成事業の採択後、事業の内容等を変更・中止する場合には、事前に当財団へ連絡すること。